

八枚起請

羽柴安藝宰相どのへ

〔鹽尻 六十六〕或人云、淨土宗に、八枚起請と云ありと聞、何ぞや、云、圓光大師の一枚起請に、聖光上人相傳の一紙を添られし後、記主禪師鎌倉光明寺の開山文永六年八月貳拾九日の誓詞、良曉師の正和二年二月十五日の誓、定惠師の康永二年八月廿三日の誓、良順師の應永十年五月廿六日の誓、順譽師の永享五年十一月三日の誓、常譽師の康正二年の誓詞を稱して、八師相傳の法文といふ、是佐介光明寺一流正流の相承として、元祖の教誡に違はざるしるし也、東常縁入道此相傳を受て後よめる、誰もしるなもあみだぶの六つの字もつたへてこそは猶とうとけれ

百枚起請

〔源平盛衰記 四十六〕土佐房上洛事

土佐房ガ被討ヲ見テ、清經其曉鎌倉へ逃下テ、二位殿ニ角ト申ケレバ、ア、九郎ハ頼朝ガ敵ニハヨク成ニケリ、今ハ憚ルベカラズトテ、弟ニ三河守範頼ヲ、大將軍ニテ、六萬騎ノ兵ヲ相副テ可上洛之由被申ケレバ、範頼既ニ出立テ、小具足計ニテ、熊王丸ニ甲持セテ、二位殿ニ見參シ給フ、和殿トテモ非可打解、九郎ガ様ニ二ノ舞モヤト存ズレバ、上洛事暫可相計ト宣フ、三河守小具足解置、努々不存其義、可起請仕トテ、不可奉背之由、梵天帝釋下奉テ、百日ニ百枚二百枚之起請文ヲ書上タレ共、不用シテ、範頼暫被宥ケリ、

連署起請

〔吾妻鏡 二十八〕寛喜四年貞永元年七月十日、爲表政道無私、召評定衆、連署起請文、其衆爲十一人、

攝津守中原師員

前駿河守平義村

沙彌行西隱岐守

前出羽守藤原家長

加賀守三善康俊

沙彌行然民部大夫

左衛門少尉藤原基綱

大和守三善倫重

玄番允同康連

相模大掾藤原業時